

建設工事等入札参加資格審査申請要領（令和5・6年度用）

宇部市総務部契約監理課

この要領は、令和5・6年度において宇部市（水道局を含む。）が発注する建設工事等の入札に参加しようとする者が、資格審査を申請する場合の要領を示したものです。

申請者は、内容を熟知し、申請に当たって間違いのないように注意してください。

詳細な事項及び不明な点は、契約監理課に照会してください。

1 申請者の資格

以下の申請区分に応じた申請者の資格を有していること。

申請区分	申請者の資格
建設業	資格審査を申請しようとする建設工事（種別）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者で、同法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項についての審査（経営事項審査）を受けている者
測量業	測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定する測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けている者。ただし、建築設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定するものをいう。）に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りではない。
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタントのうち土木に関する工事の設計、調査、企画等の受託を業とする者（市外に主たる営業所を有する場合にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けている者に限る。）
地質調査業	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けている者
補償コンサルタント業務	補償関係コンサルタント業務を営む者（法律の規定に基づき、営業に関する登録が必要とされる場合にあつては、当該登録を受けている者に限る。市外に主たる営業所を有する場合にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けている者に限る。）

2 申請の区分

A 建設業	同一企業がAとBを申請する場合、別々に申請
B 測量業、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業及び補償コンサルタント業務（以下「測量、建設コンサルタント等」という。）	

3 申請することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 次の(ア)から(ウ)に掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (5) 申請内容及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

4 申請受付期間

- 定期 令和5年1月15日から2月14日まで
追加 令和5年8月15日から9月14日まで
令和6年1月15日から2月14日まで
令和6年8月15日から9月14日まで

申請は、原則、宇部市ウェブサイトの登録フォームにより受け付けます。提出期限日までに送信されたものが有効です。

パソコン環境等により、登録フォームによる提出が困難な場合または添付ができなかったファイルについては、該当ファイルのみをメール又は郵送により受け付けます。メールの場合は提出期限日までの送信、郵送の場合は提出期限日までの消印のあるものが有効です。（メール送信時には、必ず開封確認の要求機能を使用してください。郵送に当たっては、配達証明扱いとしてください。市から到達の受領証は発送しませんので、郵便局からの配達証明書を大切に保管してください。）

※登録フォームでの申請は、送信後の確認・修正ができませんので、必要に応じて送信前にデータを保存しておいてください。

※提出期限日の翌日以降の申請は一切受け付けませんので、十分注意してください。

【登録フォームの掲載場所】

宇部市ウェブサイト <http://www.city.ube.yamaguchi.jp/> →ウェブ番号 1017628 を入力し

表示 をクリックしてください。添付書類の様式も掲載しています。



5 問合せ先

宇部市総務部契約監理課 〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL 0836-34-8183 FAX 0836-22-6057
e-mail : nyuusatsu@city.ube.yamaguchi.jp

6 添付書類の提出部数（郵送の場合のみ）

1部

7 添付書類

申請者は、次の(1)から(25)までの添付書類のうち、各申請に必要な書類を登録フォームで提出しなければなりません（9ページの添付書類一覧表（以下「一覧表」といいます。）を参考にしてください。）。

※様式をスキャンしPDFデータ化して、添付してください。（文書等の記載内容が容易に判別できる解像度にしてください。）

※添付ファイルの容量の上限は10MBとなっています。容量が規定値を超える場合はメールで提出してください。（メール本文に、内容が分かるよう記載してください。）

※なお、複数ファイルを添付する場合は、フォルダにまとめ、Zipファイルとして圧縮した上で送信してください。（パスワードは設定しないでください。）

申請に必要な書類は一覧表のとおりです。

記入に当たっては、この要領及び添付書類の様式ごとの記入要領等を参照して、明確に記入してください。また、様式については、前回申請時から変更していますので、必ず最新の様式をダウンロードして使用してください。（最新の様式は、右下に「R5-6」と印字されています。）

※添付ファイルのタイトルは、一覧表の番号と様式名（書類名）としてください。

例) 01 許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書の写し

申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事項を記載しなかった場合は入札参加資格を認定しないことがあり、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合には認定を取り消すことがありますので、十分に注意してください。なお、資格の取消しを受けた場合、その取消しの日から2年を経過しない者については、資格認定を受けることができません。

(1) 許可（登録）証明書又は許可（登録）通知書の写し

「申請者の資格」を有することが確認できる証明書等を添付してください。

なお、許可（登録）の更新手続中の場合は、証明書又は通知書の写しと更新申請書（提出先の受付印があるもの）の写しを添付してください。

(2) 総合評定値通知書の写し

直近の審査基準日のもので申請日時点において有効なものを添付してください。

なお、添付する総合評定値通知書の「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入状況が「未加入」であった後に、当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった場合、それぞれ当該事実を証明する書類（「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」等）の写しを添付してください。

(3) 委任状

様式第3号のとおりです。ただし、内容が同一であれば様式は問いません。

市外業者が、営業所長等に代理権を与える場合に添付してください。

市内業者は、営業所長等に代理権を与えることはできません。

また、代理権を与えた営業所に、申請しようとする業種の営業に必要な許可及び登録がない場合は、委任することができません。

なお、代理権を与えた場合は、建設工事等に係る宇部市との契約は、すべて当該代理権者が締結することとなります（金額、契約内容、業種等による委任先の変更はできません。）。

(4) 商業登記簿の謄本又は誓約書

法人にあっては商業登記簿の謄本（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）、個人にあっては成年被後見人等に該当しない旨の誓約書（様式第4号。）を添付してください。

(5) 技術者経歴書

様式第5号の1（建設業者）及び様式第5号の2（測量、建設コンサルタント等業者）のとおりです。ただし、内容が同一であれば様式は問いません。

(6) 建設業従事職員名簿

様式第6号のとおりです。ただし、内容が同一であれば様式は問いません。

名簿に記入する職員は、法人の場合は、非常勤を除く役員と雇用期間を限定することなく申請日時点で常時雇用されている者をいい、個人の場合は、事業主と常時雇用されている者をいいます。

宇部市外に主たる営業所を有する建設業者（以下「市外建設業者」といいます。）は添付する必要はありません。

(7) 資本関係・人的関係に関する調書

様式第7号のとおりです。

資本関係（親会社、子会社の有無）及び人的関係（役員等の兼任）について記入してください。

市外業者は添付する必要はありません。

なお、該当がない場合は提出不要です。

(8) 営業所一覧表

様式第8号のとおりです。ただし、内容が同一であれば様式は問いません。

市内業者は添付する必要はありません。

(9) 使用印鑑届（カラーとする）

様式第9号のとおりです。ただし、内容が同一であれば様式は問いません。

専用代表者印は実印と同じ場合も押印してください（物体による印章を用いて印影が鮮明となるよう押印。原寸大かつ照合に適する程度の解像度（600dpi程度）で様式をスキャンしPDFデータ化。）。また、押印された印鑑は、入札、見積り、契約、引渡し及び代金の請求・領収の専用印となります。代表者（受任者）であることが確認できる印鑑としてください。

(10) 印鑑証明書

申請日前3か月以内に証明されたもの（写し可）を添付してください。

(11) 納税証明書

ア 国税

個人にあっては、申告所得税並びに消費税及び地方消費税について、法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税について、滞納がないことを証する納税証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）を添付してください。ただし、消費税及び地方消費税については、免税事業者であれば、当該納税証明書を添付する必要はありません。

また、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）により税の徴収猶予を受けている者は、上記の証明書に替えて「納税の猶予許可通知書」の写し及び納税証明書（その1）を添付してください。

なお、税務署あての納税証明書の交付請求は、e-Tax（国税電子申告・納税システム

(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) によるオンライン請求が可能です。詳しくは税務署にお問い合わせください。

イ 市税（宇部市）

すべての税目に滞納がないことを証する納税証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）を添付してください。ただし、宇部市内に営業所等がなく、市税の納税義務がない者については、市税の納税証明書を添付する必要はありません。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている者は、上記の証明書に合わせて「徴収猶予許可通知書」の写しを添付してください。

なお、パソコン又は携帯電話から納税証明書の交付予約をすることができます。詳しくは宇部市ウェブサイトをご覧ください。

(12) 暴力団排除に関する誓約書

様式第10号のとおりです。政令第167条の4第1項第3号及び宇部市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）に係る取組として提出を求めるものです。

(13) 測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の写し

測量業者は、審査対象となる事業年度の終了日以前2年分を添付してください。

(14) 現況報告書又は財務諸表の写し

土木関係建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者は、審査対象となる事業年度の終了日以前2年分を添付してください。

建築関係建設コンサルタント業者又は土木関係建設コンサルタント業者若しくは補償コンサルタント業者で登録業者でない業者は、審査対象となる事業年度の終了日以前2年分の財務諸表を添付してください。

(15) 建設業労働災害防止協会加入証明書

様式第11号のとおりです。建設業労働災害防止協会に加入している者は、加入証明書（申請日前3か月以内に証明されたもの。写し可）を添付してください。

市外建設業者は添付する必要はありません。

(16) 工事請負契約書の写し

宇部市内に主たる営業所を有する建設業者（以下「市内建設業者」といいます。）で、申請日の属する年度の直前4年度（平成30年度から令和3年度まで）において宇部市が発注した請負金額が50万円を超え300万円（令和元年度以降は500万円）未満の工事の実績を有する場合、当該工事のうち申請する業種ごとに1案件の請負契約書の写しを添付してください。また、写しには、契約書の余白に該当となる業種を記載してください。施工実績を証する書類になります。

市内建設業者で申請日の属する年度の直前4年度において宇部市が発注した請負金額が300万円（令和元年度以降は500万円）以上の工事の実績を有する場合及び宇部市の工事の実績がない場合（請負金額が50万円以下の工事の実績のみの場合を含みます。）、添付する必要はありません。また、市外建設業者は添付する必要はありません。

(17) 舗装施工管理技術者の資格者証等の写し

舗装工事を申請する者は、申請日時点で在籍する職員のうち、（一社）日本道路建設業協会（（財）道路保全技術センターより移管）が実施する1級又は2級舗装施工管理技術者資格試験に合格し、合格通知又は資格者証を有する者について、当該合格通知書又は資格者証の写し及び当該職員との間に雇用関係を有することを証するものの写しを添付してください。ただし、同一人が1級及び2級の資格を有している場合は、1級の者のみの分とします。

なお、該当する技術者がいない場合でも、舗装工事の申請は可能です。

市外建設業者は添付する必要はありません。

(18) ISO9001の認証取得を示す登録証の写し

申請日時点でISO9001の認証を取得している者は、認証取得を示す登録証の写しを添付してください。

また、外国語表記の証明書については、日本語訳文を添付してください。

市外業者は添付する必要はありません。

なお、ISOの認証取得状況が、総合評定値通知書の総合評定値に反映されている場合は、当該ISOについて、評価項目としての審査及び評価は行いませんので、写しは添付不要です。

(19)環境マネジメントシステムの認証・登録証の写し

申請日時点でISO14001、エコアクション21、エコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード等の認証・登録を受けている者は、その認証・登録証の写しを添付してください。

また、外国語表記の証明書については、日本語訳文を添付してください。

市外業者は添付する必要はありません。

なお、ISOとエコアクション21の認証取得状況が、総合評定値通知書の総合評定値に反映されている場合は、当該ISOとエコアクション21について、評価項目としての審査及び評価は行いませんので、写しは添付不要です。

(20)障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により1人以上の障害者を雇用する義務がある者は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長に報告した障害者雇用状況報告書（事業主控。申請日直前の6月1日現在で報告を行ったもの）の写しを添付してください。

市外業者は添付する必要はありません。

(21)一般事業主行動計画策定の届出の写し

申請日時点で次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定により届出を行っている者は、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第1条の規定により都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画策定届（申請日時点で計画期間中であるものに限る。）の写しを添付してください。

市外業者は添付する必要はありません。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」の取得状況が、総合評定値通知書の総合評定値に反映されている場合は、当該えるぼし認定について、評価項目としての審査及び評価は行いませんので、添付不要です。

(22)基準適合一般事業主認定通知書の写し

申請日時点で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく申請を行い、認定を受けている者（えるぼし認定。以下「えるぼし」という。）は、その認定通知書の写しを提出してください。

市外業者は添付する必要はありません。

なお、えるぼしの認定取得状況が、総合評定値通知書の総合評定値に反映されている場合は、当該えるぼし認定について、評価項目としての審査及び評価は行いませんので、添付不要です。

(23) eLTAXで提出した給与支払報告書（総括表）又は受付完了通知の写し

申請日時点で、給与支払報告書をeLTAX（以下「エルタックス」という。）で提出している者は、給与支払報告書（総括表）又は受付完了通知の写しを添付してください。

市外業者は添付する必要はありません。

(24)個人住民税の特別徴収に関する書類

ア 個人住民税の特別徴収を実施している場合

宇部市が送付した直近の「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更

通知書（以下「特別徴収通知書」といいます。）の写しを添付してください（特別徴収通知書が複数枚にわたる場合、1枚目のみ。必要に応じ、氏名等の個人情報に係る部分を黒塗り等すること）。なお、様式第12号の提出は不要です。

イ 個人住民税の特別徴収の開始を誓約する場合

様式第12号のとおりです。宇部市市民税課の確認印を受けた後、提出してください。
市外業者は添付する必要はありません。

(25) 市政策課題取組調書

様式第13号のとおりです。申請日時点で、別に定める市政策課題に寄与する取組を行っている場合は、提出してください。また、当該政策課題に係る登録証の写し等、それを証明する資料がある場合は、添付してください。

市外業者は添付する必要はありません。

(26) 位置図（メール又は郵送による提出の場合のみ）

市内の主たる営業所の所在地が確認できる地図を添付してください。
市外業者で市内に営業所を有しない者は添付する必要はありません。

8 資格審査結果の通知

(1) 通知

資格審査結果通知書は主たる営業所（本社）に電子メールで送付しますが、権限を委任している場合は、受任された営業所等に電子メールで送付します。

なお、認定された工事種別・業務区分及び等級（土木一式工事および建築一式工事のみ）は、資格審査結果通知書の送付後に、宇部市ウェブサイトにおいて掲載しますので、確認をお願いします。

また、令和5年度及び令和6年度の条件付一般競争入札（工事）及び公募型指名競争入札（測量、建設コンサルタント等）において、設計図書の閲覧に必要なパスワードは、資格審査結果通知書に記載します。

(2) 有効期間

資格が認定された日から、令和6年度末日までとします。ただし、令和7年度においても、新たな資格が決定するまでは有効とします。

9 再申請

市内建設業者が、新たに7の(18)から(25)までに該当することとなった場合は、資格の認定の2年目に再審査をしますので、次のとおり申請してください。

※7(25)市政策課題は毎年見直しを行う予定にしていますので、ご注意ください。

(1) 提出期間

令和5年4月1日から令和6年2月14日まで（土日祝日年末年始を除く。）

(2) 提出先

宇部市総務部契約監理課

(3) 再申請後の資格認定日

令和6年4月1日

(4) 提出書類等

7の(18)から(25)までのとおり

10 その他

(1) 7添付書類において、「内容が同一であれば様式は問いません。」と記載のない様式については、必ず宇部市指定の様式により提出してください。

- (2) メールアドレス欄については、スマートフォンのアドレスは記入しないでください。
- (3) 組合の申請に当たっては、当該組員が確認できる名簿等の資料を添付してください。
- (4) 官公需適格組合の競争入札参加資格審査申請書は、様式第14号のとおりです。申請する前にあらかじめ契約監理課と手続方法について協議してください。
なお、官公需適格組合については、市内建設業者のみを対象とします。
- (5) 申請が受け付けられても、必ずしも入札に指名されるとは限りません。
- (6) 原則として、電子入札の登録がない業者の入札参加は認めませんので、未登録の業者は速やかに登録をお願いします。

添付書類一覧表

番号	様式 番号	様式名又は書類名	建設業者		測量、建設コンサル タント等業者	
			市内 業者	市外 業者	市内 業者	市外 業者
01		許可（登録）証明書又は許可（登録） 通知書の写し	○	○	△	△
02		総合評定値通知書の写し	○	○		
03	3	委任状		△		△
04	4	法人の場合…商業登記簿の謄本 個人の場合…成年被後見人等に該当し ない旨の誓約書	○	○	○	○
05	5	技術者経歴書	○	○	○	○
06	6	建設業従事職員名簿	○			
07	7	資本関係・人的関係に関する調書	△		△	
08	8	営業所一覧表		○		○
09	9	使用印鑑届	○	○	○	○
10		印鑑証明書	○	○	○	○
11		納税証明書	△	△	△	△
12	10	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○
13		測量法第55条の8第1項の規定に基 づく書類の写し			○	○
14		現況報告書又は財務諸表の写し			○	○
15	11	建設業労働災害防止協会加入証明書	△			
16		工事請負契約書の写し	△			
17		舗装施工管理技術者の資格者証等の写 し	△			
18		ISO9001の認証取得を示す登録 証の写し	△			
19		環境マネジメントシステム（ISO1 4001、エコアクション21等）の 認証・登録証の写し	△			
20		障害者雇用状況報告書（事業主控）の 写し	△			
21		一般事業主行動計画策定の届出の写し	△			
22		基準適合一般事業主認定通知書の写し	△			
23		エルタックスでの電子申請を証する書 類の写し	△			
24	12	個人住民税の特別徴収に関する書類	△			
25	13	市政策課題取組状況調書	△			

注1 この表中「○」は必ず提出を要する書類、「△」は該当する場合に提出を要する書類で
す。

注2 この表中「様式番号」に記載のある書類については、標準様式を作成しているので、必
要に応じてご活用ください。

注3 郵送等による提出の場合は、下記申請書も提出してください。

番号	様式 番号	様式名又は書類名	建設業者		測量、建設コンサル タント等業者	
			市内 業者	市外 業者	市内 業者	市外 業者
001	1	競争入札参加資格審査申請書	○	○	○	○
002	2	入札参加資格審査申請総括表	○	○	○	○
26		位置図	○	△	○	△